

○ 愛媛海区漁業調整委員会指示第 137 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つぼ漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、次のとおり指示する。

令和 6 年 3 月 29 日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数 5 トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認証の備え付け等の義務

承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。